

平成28年第3回尾鷲市議会定例会会議録

平成28年8月30日（火曜日）

○議事日程（第1号）

平成28年8月30日（火）午前10時開会

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 議案第54号 | 平成28年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について |
| 日程第 4 | 議案第55号 | 平成28年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の議決について |
| 日程第 5 | 議案第56号 | 平成28年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の議決について |
| 日程第 6 | 議案第57号 | 平成28年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第1号）の議決について |
| 日程第 7 | 議案第58号 | 平成27年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 8 | 議案第59号 | 平成27年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 9 | 議案第60号 | 平成27年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第10 | 議案第61号 | 平成27年度尾鷲市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第11 | 議案第62号 | 平成27年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について |
| 日程第12 | 議案第63号 | 平成27年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について |
| 日程第13 | 議案第64号 | 東紀州農業共済事務組合同規約の変更に関する協議について |
| 日程第14 | 議案第65号 | 東紀州農業共済事務組合の解散に関する協議について |
| 日程第15 | 議案第66号 | 東紀州農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関 |

する協議について

(提案説明、審議留保)

日程第16 議案第67号 尾鷲市教育委員会教育長の任命について

(提案説明、質疑、討論、採決)

日程第17 報告第4号 平成27年度健全化判断比率及び平成27年度資金不足比率の報告について

日程第18 報告第5号 公益財団法人尾鷲文化振興会の平成27年度事業報告及び決算について

(報告、質疑)

○出席議員(13名)

1番 真井紀夫議員	2番 内山鉄芳議員
3番 中平隆夫議員	4番 田中勲議員
5番 小川公明議員	6番 濱中佳芳子議員
7番 三鬼和昭議員	8番 南靖久議員
9番 榎本隆吉議員	10番 高村泰徳議員
11番 奥田尚佳議員	12番 三鬼孝之議員
13番 村田幸隆議員	

○欠席議員(0名)

○説明のため出席した者

市 長	岩 田 昭 人 君
副 市 長	林 幸 喜 君
会計管理者兼出納室長	北 村 琢 磨 君
市長公室長	大 和 勝 浩 君
総務課長	下 村 新 吾 君
財政課長	宇 利 崇 君
防災危機管理室長	神 保 崇 君
税務課長	吉 沢 道 夫 君

市民サービス課長	濱田一志君
福祉保健課長	三鬼望君
環境課長	竹平專作君
水産商工食のまち課長	野地敬史君
木のまち推進課長	内山真杉君
建設課長	上村告君
水道部長	尾上廣宣君
尾鷲総合病院事務長	内山洋輔君
尾鷲総合病院総務課長兼医事課長	平山始君
教育委員長	森下龍美君
教育長	二村直司君
教育委員会教育総務課長	佐野憲司君
教育委員会生涯学習課長	芝山有朋君
教育委員会学校教育担当調整監	山本樹君
監査委員	千種伯行君
監査委員事務局長	仲浩紀君

○議会事務局職員出席者

事務局長	内山雅善
事務局次長兼議事・調査係長	高芝豊
議事・調査係書記	松永佳久

〔開会 午前10時00分〕

議長（真井紀夫議員） おはようございます。

これより平成28年第3回尾鷲市議会定例会を開会いたします。

開会に当たり、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 皆様、おはようございます。

議員の皆様には、大変お忙しい中、平成28年第3回定例会に御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

本定例会には、「平成28年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について」を初めとする議案14件と、「平成27年度健全化判断比率及び平成27年度資金不足比率の報告について」を初めとする報告2件を提出させていただきました。何とぞよろしく御審議をいただき、御承認を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

議長（真井紀夫議員） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第1号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、4番、田中勲議員、5番、小川公明議員を指名いたします。

次に、日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、お手元の会期日程表のとおり、本日から9月23日までの25日間といたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（真井紀夫議員） 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日から9月23日までの25日間と決定いたしました。

次に、日程第3、議案第54号「平成28年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について」から日程第15、議案第66号「東紀州農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について」までの計13議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました13議案につきましては、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 平成28年第3回定例会の開会に当たり、議案についての御説明に先立ちまして、当面する諸課題の現況説明及び市政の要点を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様の深い御理解と御協力をお願い申し上げます。

初めに、第6次尾鷲市総合計画後期基本計画についてであります。

現在の進捗状況といたしましては、7月に開催した第2回審議会において、前期基本計画の総合評価についての御意見と、後期5年間の取り組みについての御提案等をいただき、その後、全庁的な体制のもとで後期基本計画の素案を作成いたしました。作成した素案につきましては、第3回及び第4回の審議会において御協議をいただくとともに、先般、議会においても御意見等をいただいたところであります。

今後、12月定例会への議案上程に向け、いただきました御意見等を踏まえた協議を重ね、策定に向けて取り組みを進めてまいります。

次に、尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく取り組みについてであります。

まず、前年度の地方創生先行型交付金を活用した事業につきましては、去る7月26日に、PDCAサイクルに基づき、外部有識者で構成する尾鷲市地域創生会議において、重要業績評価指標の達成度の検証と事業の見直しの必要性、また、今後の取り組みについての御意見、御提案をいただいたところであります。

なお、本年度実施しております総合戦略に基づく取り組みと地方創生加速化交付金を活用した事業につきましては、それぞれの項目において、その進捗状況を申し述べさせていただきます。

水産業の振興における漁業就業者対策につきましては、これまでも漁業関係者と連携した尾鷲市漁業体験教室の開催や、農林漁業就業・就職フェア等を活用した漁業就業希望者への情報発信やアプローチを続けております。先般、定置網漁

業と魚類養殖業において4日間の漁業体験教室を開催し、県内外から7名の方が参加されたところであります。

また、尾鷲漁協早田支所における早田漁師塾につきましては、漁業就業希望者に対する就労支援の促進及び漁業に関する知識、技術の習得を目的として、平成24年度から県、市、三重水産協議会が支援を行い、継続した事業運営を行っております。昨年度は、第4期の塾生として県外から4名の受講生を迎え、地元漁業者等の指導のもと、漁業に関する知識や技術の習得に当たったところであります。

本年度におきましても、地元負担と市の補助による運営で継続し、第5期漁師塾を10月下旬に開講予定であり、引き続き約1カ月間のプログラムを実施すべく、受講生の募集が開始されたところであります。

次に、食の産業開発の促進についてであります。

食のまちづくりの一環として、地方創生加速化交付金を活用し、尾鷲商工会議所が実施する食の産業開発への取り組みを支援しております。現在、尾鷲の食材を活用したメニュー提案、提供方法の検討及び食をキーワードとしたイメージやデザインを具現化したPRグッズ等の作成を進めております。

また、市内事業者を対象として、新たな料理メニューの開発を希望する事業者を募集し、専門家による個別相談やアドバイスを行うおわせいっぴんLABOを開講しており、先般7月28日から30日には、専門家が参加5事業者を訪問し、個別相談及びアドバイスを実施いたしました。

また、7月29日にはオープンセミナーも開催し、当該事業における専門家の1人であるキッチン・エヌの中村新氏から、飲食業界の現状や消費者が求めている食のキーワードに基づいた商品開発などの講演をいただきました。これに引き続き、本日18時30分より第2回セミナーとして、専門家を招き、食をテーマとしたパネルディスカッションを開催いたします。

今後も継続し、尾鷲商工会議所はもとより、関係団体等とも連携しながら、食による産業振興及び地域経済の活性化に努めてまいります。

次に、商工業の振興についてであります。

8年目を迎えた尾鷲まるごとヤーヤ便事業につきましては、通信販売事業に加え、本年度もふるさと納税者にヤーヤ便を返礼品として送る取り組みを実施しております。

本年度のPR活動といたしまして、テレビ、ラジオでの放送や多数の新聞等で

紹介していただきました。結果として、夏便につきましては1,800件余りを受け付けており、今後も引き続き、ふるさと納税の返礼品として、秋、冬、春のそれぞれの季節のヤーヤ便を提供することとしており、各便の件数につきましては増加していくものと考えております。

次に、特産品開発事業であります。5年目となる尾鷲ものづくり塾につきましては、今年度は地方創生加速化交付金を活用し、紀北町と連携して事業を実施しております。6月に塾生を募集し、9事業者の参加のもとで開講しており、塾生は水産加工業や農業者、まちおこし団体など、幅広い業種の比較的若い世代の方に参加をいただき、今後、地域産業を担っていく方々を中心として取り組んでおります。

また、ものづくり塾は単なる特産品開発にとどまらず、東京駅の駅ナカショップにおいても塾生の特産品が採用されるなど、販路開拓の面にも効果が期待されております。7月からは、塾生個々の事業の現状と抱えている課題を専門家とともに聞き取り、解決に向けた具体的な相談業務を開始しております。

秋口には、個別指導、助言を踏まえて、具体的な試作品についての総合試食会を開催し、塾生からの感想や専門家のアドバイスをいただきながら、特産品のブラッシュアップを支援してまいります。

さらに、年明けには、市内や都市部のイベント会場などにおいて試食等によるマーケティング調査も行い、引き続き市内における物づくりの活性化を図ってまいります。

次に、地域商品券発行補助事業についてであります。

紀勢自動車道の全線開通に伴い、ストロー現象による都市部への消費流出など、市内経済への影響が懸念されていることから、その対応策として尾鷲商工会議所が実施する地域商品券事業について本年度も助成を行った上で、関係団体と連携しながら取り組んでまいります。

今回の地域商品券につきましては、昨年度実施したアンケートにて、1,000円券ではなく500円券発行の要望が多かったため、尾鷲商工会議所におきまして、10%のプレミアムつきつばき振興券を総額1億1,000万円、500円券11枚つづりを2万冊発行する予定であります。

販売期間等の詳細については、広報おわせ9月号にてお知らせいたしますので、市民の皆様におかれましても、ぜひこの機会に地域商品券を御活用ください。

次に、地方創生加速化交付金を活用した観光振興についてであります。

東紀州 5 市町が一体となり、東紀州地域振興公社を事務局として、世界遺産、地域産業を活用した観光DMO推進事業を実施しております。東紀州地域への外国人観光客の誘客や地域特産品の販売促進のため、スケールメリットを生かしたPR効果が見込めるとの考えから、東紀州 5 市町が共同で、観光ニーズに基づいた戦略的なマーケティングと、地域の関係団体との連携を担うDMOの立ち上げを目指してまいります。

具体的には、先般、7月、8月の2回にわたり、大手旅行会社の専門家を迎えDMOセミナーを開催するとともに、人材育成セミナーや訪日外国人向け観光アプリの開発、在日外国人によるモニターツアー及び5市町共同による海外セールスや招聘ツアーの開催等を予定しております。

次に、農業振興についてであります。

地方創生加速化交付金を活用し、現在、市内で生産されている尾鷲甘夏や刺身トウガラシ虎の尾といった注目すべき農産物のほか、多様な農作物を一覧にしたパンフレットを作成するため、各種の情報収集を進めているところであります。パンフレット作成後は、市内外へ尾鷲産農作物としてPRを進めることにより、食に係る事業への活用や、農業の安定した生産、経営につなげてまいります。

次に、林業振興についてであります。

地方創生加速化交付金事業につきましては、木材需要拡大事業として、三重大学と連携し、尾鷲ヒノキの持つ揮発性物質における抗菌作用や空気清浄作用について調査を進めております。現在、予備実験調査を実施し、揮発性物質に抗菌作用が認められる結果を得たことから、本実験調査に向け準備を進めております。

この実験結果のもと、尾鷲ヒノキを使った抗菌性の高い健康住宅として、新たな販路拡大を目指したPRの取り組みを行ってまいります。

また、同交付金を活用したチューブ苗導入推進事業につきましては、三重県林業研究所と連携し、年間を通じて植栽が可能なチューブ苗のモニタリングを進めております。

山林作業が年間を通じて確保できる体制を目指し、春、夏、秋、冬の季節ごとに植栽を行い、そのモニタリング結果をもとに当地方へのチューブ苗の導入を推進することで、林業事業体の経営強化へつなげてまいります。

次に、市有林事業についてであります。

主伐事業につきましては、平成24年度から開始し、一定量の主伐採を安定的に尾鷲木材市場協同組合へ出材していることにより、林産業界を牽引する役割を

果たしているものと考えております。本年度におきましても、主伐計画に基づき、クチスポ地区において伐採、搬出の準備を進めているところであります。

また、F S C材である市有林材は、伊勢志摩サミットにおいて首脳会議用テーブルに使用され、大変有効なP Rを行えたことから、今後は東京オリンピック開催に向け、尾鷲ヒノキの関連建築物等への使用を、県を初め関連団体と連携を図りながら、さらなるP Rに努めてまいりたいと考えております。

次に、健康づくりの推進についてであります。

本市では、尾鷲市健康増進計画に掲げる生活習慣病、メンタルヘルス、お口の健康、喫煙の健康課題とその取り組み方法について、医師会、歯科医師会、老人クラブ連合会、連合婦人会、食生活改善推進協議会等の連携団体と、健康づくり推進員及び市で構成する尾鷲健康増進の会、通称「O w a s e H A P P Y」により取り組みを進めており、その内容を広く市民に普及啓発する目的で、本年も11月13日に「健康H A P P Y D A Y」を開催いたします。

これは、健康増進事業のみならず、生活習慣病予防及びロコモティブシンドローム予防における食の普及啓発や子供の歯の健康を考えたおやつ提案など、食と健康を考えるイベントとしても開催するものです。若い世代を対象とした健康づくりと子育て支援についても積極的に取り入れ、子育て世帯への健康意識の普及啓発に取り組んでまいります。

また、食のまちづくりの一環として、尾鷲の魚を中心に、減塩、低カロリー、栄養バランスに配慮した健康弁当の開発を進めており、実行委員会での試作、検討を重ねております。今後は試食会や試験販売を行う予定で、市民の健康づくりに役立つ健康弁当の完成に向け、引き続き取り組んでまいります。

次に、定住、移住の促進についてであります。

移住希望者が本市での暮らしを体験するための移住体験住宅の整備につきましては、地方創生加速化交付金を活用し、大手前大学との連携のもと、九鬼町の皆様の御協力を得て、第1回漁村民家再生ワークショップを7月29日から3泊4日の日程で実施したところであります。今回のワークショップでは18名の参加者を迎え、九鬼町の皆様とも交流しながら、ピザ窯、外流しキッチン、庭の整備などを行いました。

次回につきましては、9月17日からの2泊3日で、土壁塗りや障子張りなどの作業を中心に開催する予定であり、来年度からの移住体験者の受け入れに向け、今後も地域の皆様の御協力を賜りながら整備を進めてまいります。

次に、地域おこし協力隊の現在の活動状況についてであります。

現在 8 名の協力隊が各地区の課題解決のため、地元の皆様の御協力をいただきながら活動しております。

まず、九鬼地区では、地域食材を活用した地域で唯一の食事どころ、網干場を運営しておりますが、本年 5 月にテレビ番組に取り上げられて以降、大盛況となっております。今後は市といたしましても、新しいメニュー開発や安定的な運営体制の確立を支援してまいりたいと考えております。

なお、去る 8 月 10 日には、県知事と網干場を運営している九鬼町元気プロジェクトの皆さんによる「みえの現場“やっばし”すごいやんかトーク」が開催され、網干場を通じて変化してきた九鬼町の軌跡や、住みたいと思うまちづくりについて対談が行われたところであります。

また、早田地区では、昨年 12 月に女性雇用や地域資源の新しい活用を目的に合同会社き・よ・りを立ち上げ、現在、通信販売などを中心に取り組みられております。この取り組みを通じて、将来的には地域の女性の雇用促進につながるよう、今後も支援してまいります。

さらに、梶賀地区では、あぶりの商品開発や販路拡大に加え、9 月中に軽食や特産品などを販売する網元ノ家をオープンさせる予定となっております。

加えて、尾鷲観光物産協会では、ヤーヤ便の販路拡大などを中心とした業務に携わっており、今後は特産品の通信販売も検討しているところであります。

これら各地区での協力隊の活動を通じ、今後も地域課題の解決と自立したコミュニティビジネスの支援を図ってまいりたいと考えております。

一方、定住・移住コンシェルジュにつきましては、空き家バンクの利用促進や移住体験住宅の整備を行うとともに、都市圏で行われている移住フェアに参加し、本市の魅力や物件情報の発信を行うなど、1 人でも多くの方に移住していただけるよう取り組みを進めております。

なお、一層の定住・移住促進を図るため、10 月から 11 月にかけて新たに 2 名の協力隊を募集する予定となっております。

次に、ふるさと納税についてであります。

本年度のふるさと納税につきましては、7 月末現在で寄附申請が 969 件、約 3,100 万円となっており、前年度同月末の 2,249 件、約 4,900 万円と比較し、約 35% 減少しております。その要因としては、熊本地震や地域間の競争が激化していることなどの理由が考えられます。

そのような厳しい状況ではありますが、ふるさと納税の増大を図るため、返礼品の充実にも取り組んでおり、7月上旬にヤーヤ便の単品も返礼品として追加したところであります。

また、去る8月6日のおわせ港まつりに、昨年度寄附をしていただいた方たち48組151名を、今後も本市を知っていただき、応援していただくために、昨年度に引き続き招待いたしました。

今後も引き続き、より多くの御寄附がいただけるよう、尾鷲観光物産協会など関係団体と十分連携、協力を行うとともに、ふるさと納税南部まるごと発信事業の活用やインターネットでのPRなど、積極的な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、子育て支援の推進についてであります。

子育て支援につきましては、人口減少、少子化などの課題に対し庁内各課が連携し、妊娠期から乳幼児期、就学期の子育てを途切れなく支援する体制を構築し、定住、移住にもつながる子育てしたい・しやすいまちづくりに取り組んでおります。

その中で、市民の皆様と子育てについて話し合う尾鷲子育てまちづくり座談会につきましては、来月2日に9回目を開催する予定で、前回の座談会で提案された本市の子育て課題の一つである、子供の居場所づくりをテーマに、地域のおせっかい隊との連携も含め、地域に密着した子育て支援の構築を目指してまいります。

また、途切れのないきめ細やかな子育て支援を目指す本市にとって、その出発点となる結婚の希望をかなえるための人づくり、組織づくりに取り組む結婚支援事業では、今月1日に市民有志を中心とした尾鷲市結婚支援実行委員会が結成されました。来月には結婚を支援する市民を養成するセミナーを開催し、10月以降に開催予定の婚活イベントとあわせて結婚への機運の醸成と、それにかかわる人づくり、組織づくりを進めてまいります。

次に、読書活動の推進についてであります。

学校の読書活動におきましては、昨年度の読書活動推進事業により、市内小中学校図書館の蔵書の充実を初め、子供たちの読書活動の推進を行ったところがあります。その結果として、貸し出し冊数が増加傾向にあることや、全ての学校においてファミリー読書への取り組みが行われました。さらに、市立図書館との連携で行われております読み聞かせや図書の団体貸し出しの増加など、その成果が

見られており、継続した読書活動への取り組みを行っております。10月には、市内両中学校の生徒を対象に、テーマに沿ったさまざまなジャンルの本を紹介するブックトークを実施いたします。これにより、本に対する興味を喚起し、読書活動のさらなる推進を図ってまいります。

また、市立図書館では、地方創生加速化交付金を活用し、10月15日、16日の2日間にわたり、県立熊野古道センターにて青空図書館イベントを開催いたします。ピクニックライブラリーやブックトラックライブラリーなど新しい読書の楽しみ方を提案する催しや、絵本作家の宮西達也氏による親子を対象とした講演会やワークショップ、小説作家の伊吹有喜さんによるトークショー、さらには講師のお二人による対談も予定しており、市立図書館から本読み子育ての魅力を市内外に大きく情報発信してまいります。また、皇學館大学教育学部の中條敦仁准教授と学生の皆さんにも御協力いただき、ブックカバーやしおりづくりなどの体験ブースの設置や朗読劇を披露していただきます。

皇學館大学教育学部には、今後、お父さんのための読み聞かせ講座や各小中学校等への読み聞かせ出前講座などの講師として、年間を通じて御協力いただくこととしており、本市の本読み子育てに、大学の持つ専門性や学生たちのマンパワーを活用してまいりたいと考えております。

次に、おわせっこ共育フェスティバルについてであります。

ことしで4回目を迎える本イベントは、11月25日にせぎやまホールで開催いたします。

昨年度から見る側も発表する側も余裕を持って取り組めるよう発表校を半数にしたことから、本年度の発表校は、宮之上、向井、三木里、賀田の各小学校と尾鷲中学校の5校となっております。また、特別企画として尾鷲高等学校の参加も依頼し、地域の課題を考える地域人材育成事業として、同校がここ数年来取り組んでいる尾鷲高校まちいくの成果発表を予定しております。

共育フェスティバルは、子供たちが見合い、聞き合う学びの場として、また、子供たちの自信や意欲につながる体験の場として定着してきております。保護者や地域の皆様方にもぜひ御来場いただき、おわせ人として次代を担う子供たちに温かい御声援を送っていただきたいと思います。

次に、災害時の防災協定についてであります。

去る7月13日に、三重県司法書士会との間で、災害時における相談業務について円滑な被災者支援に資することを目的に、災害時における被災者支援活動に

関する協定を締結いたしました。これにより、災害時に被災者が相続、不動産登記等の問題が生じた場合においても、解決に向け支援していただく運びとなりました。

また、あす8月31日には、本市において5例目となります指定津波緊急避難ビルとして、尾鷲物産株式会社との間で津波時における一時避難施設としての使用に関する協定を締結する予定であります。

この協定は、津波来襲時に逃げおくれた場合や、十分な高さがある高台に避難するいとまがない場合に、緊急的に津波をやり過ごし、助かる確率を高めることを目的に、尾鷲物産株式会社所有の冷凍冷蔵庫屋上を一時避難施設として使用できるよう、同社の協力により協定締結するものであります。

次に、防災訓練についてであります。

8月28日に実施いたしました平成28年度尾鷲市防災訓練では、各自治会、自主防災会組織を合わせて50団体、約2,000名の参加がありました。

南海トラフ巨大地震の発生により甚大な被害が予想される本市において、自分の命は自分で守る自助、ともに協力して助け合う共助が極めて重要であるため、今回の訓練から、第1部として、午前9時に緊急地震速報、地震擬音、大津波警報を防災行政無線、エリアワンセグにて伝達し、市民全員が危険回避行動をとり、高台に避難することで、自助の意識向上を図りました。続いて、第2部として、午前10時より各小学校グラウンド等において訓練を実施することで、共助の意識醸成を図ることを目的に、8月30日から始まる全国一斉防災週間に先駆けて実施したものであります。

新たな取り組みといたしまして、第2部共助編として、自治会、自主防災会が共同で企画した訓練を実施することで、地域の実情に沿った内容になったものと実感しております。また、訓練指導につきましては、消防職員や地元消防団員が行うことで、地域住民との連携強化を図ることができたものと思っております。

市民の皆様には、早朝より御参加をいただきましたことに厚くお礼申し上げるとともに、こうした訓練を通して、日ごろより防災意識を高め、本市全域被災者ゼロを目指していくため、今後も積極的な訓練参加をお願いするものであります。

次に、おわせ港まつりについてであります。

去る8月6日に開催されました第66回おわせ港まつりにつきましては、魚市場においてイタダキ市、魚つかみ大会及びカッター大会が開催され、特設ステージでは、熊野古道まつりの皆さんを初め、フラダンスチーム、尾鷲節保存会、坂

東流柳蛙会、ロックジャム、尾鷲節保存会こども太鼓及び昨年の全国尾鷲節コンクール優勝者など多くの皆様に御出演いただき、多彩な催しが行われました。また、海上花火大会は天候にも恵まれ、尾鷲港ならではの迫力ある花火が夜空を彩り、市民並びに来訪者の皆様にも御満悦いただけたものと思っております。

開催に当たりましては、市民の皆様の御理解、御努力はもとより、おわせ港まつり実行委員会やごみナビゲートなど、ボランティアの皆様の御協力に対し、敬意を表するとともに深く感謝を申し上げます。

次に、秋のイベント開催についてであります。

まずは、10月23日に市内外の方々にみえ尾鷲海洋深層水に親しんでいただくイベントとして、古江のアクアステーションにおいて、みえ尾鷲海洋深層水、深層水フェスタ2016が開催されます。

このイベントは、中庭の海洋深層水タッチプールで行われる魚のつかみ取りを初め、足湯体験や海洋深層水クイズ、地元アクアサポート古江の皆様による魚御飯やぜんざい等の振る舞いなどの内容で開催されます。ぜひこの機会に、みえ尾鷲海洋深層水に親しみながら楽しんでいただきたいと思います。

次に、11月5日には尾鷲魚市場において、尾鷲港産地協議会の主催の第6回おわせ魚まつりが開催されます。

このイベントは、尾鷲の魚を広くPRすることや魚食普及などを目的として行われ、お刺身などさまざまな魚介類が味わえる試食コーナーや干物づくり、マダいの三枚おろしなどの体験教室、模擬競り市などが予定されております。また、魚のタッチプール、マグロの解体実演など、盛りだくさんのイベント内容で開催されますので、ぜひ御来場ください。

次に、11月6日には、本市の伝統文化の継承と活用を目的とした第31回全国尾鷲節コンクールが開催され、全国各地の方々が自慢の歌声を披露し、競い合います。

大会の中ではさまざまなアトラクションも盛り込まれ、また、会場付近では、本市の特産品を取りそろえた物産展も同時開催されますので、ぜひとも市内外の多くの皆様に御来場いただき、伝統ある尾鷲節のよさを改めて体感していただきたいと思います。

次に、11月19日、20日には第13回おわせ海・山ツデーウォークを、三重県立熊野古道センターを主会場として、世界遺産熊野古道の馬越峠と八鬼山越えを中心に6コースで開催いたします。

本大会においては、全国からお越しいただいた皆様と市民の皆様との触れ合いが大きな魅力でもありますので、ぜひともいずれかのコースに御参加いただき、地元からの盛り上げにより、本市の観光交流の推進に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、高齢者保健福祉の推進についてであります。

介護保険法の改正に伴う地域包括ケアシステムの構築につきましては、要支援1及び2の方に対する訪問介護及び通所介護が市町の地域支援事業に移行される平成29年度に向け、紀北広域連合、紀北町及び両市町の地域包括支援センターと協働で取り組んでおります。これまでに新たな訪問介護及び通所介護のサービス内容や単価等について検討を終えており、10月から介護事業所等への説明を行う予定であります。

また、今後目指すべき地域医療のあり方等については、庁内での協議はもとより、県が開催している東紀州地域医療構想調整会議に参加し、検討を行っております。その議論の中で、在宅医療・介護の連携が重要課題であることから、市町の果たすべき役割を含め、紀北医師会及び介護事業所等との検討を重ねながら、市民の健康と命を守る地域医療施策を進めてまいります。

次に、保育所整備についてであります。

現在、尾鷲市保育所整備基本計画に基づき尾鷲第三保育園の建設を進めており、尾鷲第四保育園の実施設計にも順次取り組むなど、一日も早い安全安心な保育環境の整備を進めてまいります。

次に、広域による新たなごみ処理施設の建設についてであります。

新たなごみ処理施設の建設につきましては、東紀州5市町における検討会議において、排出される可燃ごみの将来予測値に基づき各年度別の施設規模を算出し、施設整備に係る調査業務、施設建設費等の財源内訳について検討を重ねてきております。

また、施設整備時期につきましては、平成34年度の稼働を目指しておりますが、5市町による建設予定地が確定となり、一部事務組合設立準備会を設置する中で、当該組合としてのごみ処理基本計画の方針により決定していくものと考えております。

本市といたしましても、広域ごみ処理施設建設候補地を早期に関係4市町に示していけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、獣害対策についてであります。

獣害パトロール員による見回りや追い払いにつきましては、被害多発地域において一定の成果が出ていることから、引き続き継続してまいります。

また、被害が多発している地区においては、追い払いだけでは対応し切れないこともあり、昨年度に引き続き、三重県猟友会尾鷲支部の御協力のもと、ニホンザル、イノシシ並びにニホンジカにおいても有害鳥獣緊急捕獲活動支援事業を活用し、捕獲の強化に向け報奨金制度を設けているところであります。

なお、7月末現在、有害鳥獣に指定しているニホンザルについては10頭、イノシシ18頭、ニホンジカ102頭が既に捕獲されております。また、本年度に入り、ツキノワグマの目撃情報が6件寄せられているところであり、防災行政無線、エリアワンセグ及びホームページ等を通じ、市民の皆様にご注意喚起を行ったところであります。

中でも三木里地区におきましては、近隣で目撃されたことから、獣害パトロール員を中心に、職員による周辺パトロールなどによる対策を実施し、注意喚起と追い払い実地研修会を実施いたしました。また、賀田地区におきましても、県から講師を招き、追い払い実地研修とあわせた獣害研修会を開催したところであります。

ツキノワグマは三重県指定希少野生動物種に指定されていることから、今後においても目撃された場合は、県が作成したツキノワグマ出没等対応マニュアルに基づいた対応を図るとともに、迅速な情報共有による関係各課での被害防止対策を実施してまいります。

次に、三木小学校、三木里小学校の再編についてであります。

教育委員会では昨年、これまでの地区や保護者との懇談会、また、その中から設立された新しい学校づくり準備会の協議や申し入れに基づき、尾鷲市立小中学校の配置計画における輪内地区の小校区について、2校区に改める見直しを行いました。

また、去る7月に開催した三木小学校、三木里小学校の保護者や地区住民を対象とした教育懇談会では、新しい学校の枠組みができるよう取り組みを進めていくことや、新しい学校づくりの方針については第三者機関による客観的な調査も踏まえて決めていくことなど、参加者から強い要望をいただいております。

このことを踏まえ、統廃合に向けた方針検討調査の費用を計上し、調査を進めるとともに、国、県とも協議を進めながら、新しい学校づくりに向けた方針の作成に取り組んでまいります。

次に、国体競技種目誘致についてであります。

去る7月31日に三木里ビーチにて開催されましたオープンウォータースイミング三重オープン2016尾鷲につきましては、男子21名、女子12名が参加し、絶好のコンディションにも恵まれ、大盛況のもと無事終了することができました。

希望郷いわて国体三重県代表選手の選考会を兼ねたこの大会は大変レベルの高いレースとなり、男女それぞれ1名ずつの県代表選手も内定しております。参加した選手や関係者はもとより、運営に御協力いただいた日本水泳連盟の役員の方々も、三木里ビーチの美しさに大変感動され、また、同競技に適した入り江特有の波の穏やかさなど、当コースを日本水泳連盟の公認コースにしていきたいという御意見もいただきました。

一方では、改善点や課題も見つけることができ、今後より充実した大会としていけるよう、関係者の皆様と協議を続けてまいりたいと考えております。

議員の皆様を初め多くの市民の皆様にも御声援いただき、大会を盛り上げていただきましたこととお礼申し上げます。

また、本大会の開催に当たりましては、準備段階から紀北町水泳協会並びに尾鷲市水泳協会の皆様に御尽力いただき、また、競技運営を担っていただきました日本水泳連盟、三重県水泳連盟、各地区県連の皆様にも大変な御苦勞をおかけいたしました。

さらには、地元であります三木里地区会を初め、尾鷲市体育協会、スポーツ推進委員、三重紀北消防組合など、本当に多くの皆様のお力添え、御協力をいただき、心からお礼申し上げます。

本大会の成功が平成33年の三重とこわか国体での開催に向け大きなステップになったことは間違いなく、これからも国体競技種目の誘致に向けて一層取り組みを強化してまいります。

それでは、今回提案しております議案について御説明いたします。

まず、議案第54号「平成28年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について」から議案第57号「平成28年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第1号）の議決について」までの4議案について御説明いたします。

今回の一般会計補正予算は、歳入では前年度繰越金及び普通交付税の額の確定、歳出では財政調整基金など各種基金への積立金の追加が主なものであります。

それでは、お手元に配付の尾鷲市一般会計補正予算（第3号）主要事項説明の

1 ページをごらんください。

今回の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で4億4,731万1,000円、国民健康保険事業会計で3,672万円、後期高齢者医療事業会計で1,990万1,000円をそれぞれ追加し、病院事業会計では、歳入で1,692万9,000円、歳出で1,534万6,000円をそれぞれ追加し、これにより各会計を含めた予算総額を194億9,788万2,000円とするものであります。

まず、一般会計から御説明いたします。

2 ページをごらんください。

歳入の主なものについて御説明いたします。

8 款地方特例交付金は、額の確定により109万7,000円を増額するものであります。

9 款地方交付税は、普通交付税の額の確定により2億1,015万1,000円を増額するものであります。これは、基準財政収入額で地方消費税交付金、固定資産税の償却資産で増額となったものの、市町村民税の減額により増減幅が少なかったこと、基準財政需要額で平成27年国勢調査による人口減少を考慮し、需要額の減少を見込んでおりましたが、人口急減に対する補正措置があったことなどにより増額となったことから、結果的に交付基準額がほぼ前年度並みになったことによるものであります。

13 款国庫支出金123万1,000円の増額は、生活保護法改正に伴うシステム改修に対する生活保護適正実施推進事業補助金86万4,000円の追加が主なものであります。

14 款県支出金101万5,000円の増額は、当初予算に計上しましたメンタルヘルス事業に対し自殺対策緊急強化事業補助金23万9,000円が認められたこと、森林環境創造事業補助金69万6,000円の増額が主なものであります。

17 款繰入金1,530万9,000円の増額は、後期高齢者医療事業会計から前年度精算金として繰り入れるものであります。

18 款繰越金2億4,991万5,000円の増額は、平成27年度決算に伴う繰越金であります。

19 款諸収入339万3,000円の増額は、社会福祉協議会運営費補助金前年度清算金310万2,000円の追加、消防団員活動事業に係る耐切創性手袋

購入に対し、消防団員等公務災害補償等共済基金の安全装備品整備等助成金29万1,000円が認められたことによるものであります。

20款市債3,480万円の減額は、平成28年度普通交付税の算出に基づく臨時財政対策債発行可能額の算出の結果、臨時財政対策債を減額するものであります。

次に、歳出であります。

3ページをごらんください。

各款別の補正額は一覧表に記載のとおりであります。このうち主なものについて、次のページで説明いたします。

4ページをごらんください。

まず、総務費では、財産管理費で、基金積立金として財政調整基金積立金3億5,922万6,000円、減債基金積立金5,000万円ほか、記載のとおり各基金に積み立てるものであります。

民生費では、自立支援給付事業で、介護給付・訓練給付費に係る前年度精算金1,207万3,000円の追加、生活保護総務費で、生活保護法改正に伴う生活保護システム改修委託料172万8,000円の追加、扶助費で、生活扶助費、医療扶助費などに係る前年度精算金1,932万9,000円の追加であります。

農林水産業費では、林業振興費で、森林環境創造事業委託料87万円の増額、海洋深層水事業費で、灯浮標調査手数料28万4,000円の追加であります。

教育費では、事務局費の教育一般事務局費で、三木・三木里小学校統廃合に向けた統合検討基礎調査業務委託料130万円の追加、共創・共育・共感推進事業で、短期間労働者に対する厚生年金保険、健康保険の適用拡大に伴う臨時職員共済費200万2,000円の増額であります。

公債費では、平成27年度の起債額とその利率の確定などにより、公債費元金で169万9,000円の増額、公債費利子で963万3,000円の減額であります。

続きまして、債務負担行為補正について御説明いたします。

5ページをごらんください。

追加で、尾鷲市立養護老人ホーム聖光園指定管理料は、期間を平成29年度から平成33年度まで、限度額を5億4,599万5,000円とするものであります。

6ページをごらんください。

国民健康保険事業特別会計は、3,672万円を追加し、歳入歳出総額を30億6,507万4,000円とするものであります。歳入は、交付金の交付額の確定により療養給付費等交付金で1,663万5,000円、前期高齢者交付金で4,785万5,000円の減額、前年度からの繰越金1億63万2,000円の増額が主なものであります。歳出は、介護納付金で2,124万7,000円の減額、諸支出金で平成27年度国庫支出金交付額の確定に伴う前年度清算金1,749万1,000円の増額、基金積立金で財政調整基金積立金4,448万3,000円の増額が主なものであります。

7ページをごらんください。

後期高齢者医療事業特別会計は、1,990万1,000円を追加し、歳入歳出総額を6億2,039万円とするものであります。歳入は、前年度からの繰越金1,990万1,000円の増額であります。歳出は、広域連合負担金459万2,000円の増額と、諸支出金で一般会計への操出金1,530万9,000円の増額であります。

8ページをごらんください。

病院事業会計であります。

収益的収入及び支出は、収入で2万9,000円の増額であります。これは、医業外収益において、1名の方から御寄附いただいたことに伴う一般寄附金の追加であります。支出では、188万円の減額であります。これは、医業費用において、建物及び器械備品等の前年度取得資産の精査に伴う減価償却費160万7,000円の減額であります。医業外費用では、企業債の利率の確定に伴う支払い利息23万2,000円の減額、課税売上高の精査に伴う消費税及び地方消費税4万1,000円の減額であります。資本的収入及び支出は、収入で1,690万円の増額であります。これは、企業債において、附帯施設及び医療機器の更新等に伴う増額であります。支出では、1,722万6,000円の増額であります。これは、建物購入費1,598万4,000円、器械備品購入費124万2,000円の追加であります。

次に、債務負担行為補正について御説明いたします。

1件の追加につきましては、来年度以降における事業の円滑な執行のため、債務負担行為を設定するものであります。事項、期間及び限度額につきましては、表のとおりであります。

以上をもちまして、「平成28年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決

について」など4議案の説明とさせていただきます。

次に、議案第58号「平成27年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」から議案第61号「平成27年度尾鷲市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの4議案につきましては、いずれも地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものであり、会計管理者から説明いたさせます。

また、議案第62号「平成27年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について」と議案第63号「平成27年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」の2議案につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会の認定に付するものであり、それぞれ病院事務長及び水道部長から説明いたさせます。

次に、議案書の11ページをごらんください。

議案第64号「東紀州農業共済事務組合理約の変更に関する協議について」から、15ページの議案第66号「東紀州農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について」までの3議案につきましては、農業共済団体の執行体制の強化と農家に対する補償制度の安定的な運営を目指し、1県1組合化を推進するため、東紀州農業共済事務組合を解散するために必要な協議をするものであります。

それでは、会計管理者、病院事務長及び水道部長より各会計の決算の認定等について説明いたさせますので、よろしく願いをいたします。

議長（真井紀夫議員） ここで休憩をいたします。再開は11時5分からといたします。

〔休憩 午前10時55分〕

〔再開 午前11時06分〕

議長（真井紀夫議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、北村会計管理者。

〔会計管理者兼出納室長（北村琢磨君）登壇〕

会計管理者兼出納室長（北村琢磨君） それでは、議案第58号「平成27年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」から議案第61号「平成27年度尾鷲市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの計4議案につきまして、お手元の平成27年度尾鷲市一般会計・特別会計歳入歳出決算主要説明書に基づき、それぞれの決算概要を御説明いたします。

1 ページをごらんください。

この表は、一般会計及び特別会計の決算総括表であります。

各会計別に見てみますと、一般会計では、歳入歳出とも予算現額は同額の110億740万4,000円に対し、歳入決算額は108億7,990万4,669円、予算現額に対する収入率は98.8%であります。歳出決算額は105億4,864万8,433円、執行率は95.8%となり、歳入歳出差引残額は3億3,125万6,236円であります。

次に、国民健康保険事業特別会計では、歳入歳出とも予算現額は同額の31億1,632万8,000円に対し、歳入決算額は31億4,445万4,615円、予算現額に対する収入率は100.9%であります。歳出決算額は30億4,382万1,160円、執行率は97.6%、歳入歳出差引残額は1億63万3,455円であります。

後期高齢者医療事業特別会計は、歳入歳出とも予算現額は同額の5億8,117万円に対し、歳入決算額は5億9,645万2,352円、予算現額に対する収入率は102.6%であります。歳出決算額は5億7,655万403円、執行率は99.2%、歳入歳出差引残額は1,990万1,949円あります。

公共下水道事業特別会計は、歳入歳出とも予算現額は同額の276万6,000円に対し、決算額は歳入歳出とも同額の276万5,070円。収入率、執行率は99.9%、歳入歳出差引残額はゼロ円あります。

以上、平成27年度の決算総額は、予算現額147億766万8,000円に対し、歳入決算額は146億2,357万6,706円、予算現額に対する収入率は99.4%であります。歳出決算額は141億7,178万5,066円、執行率は96.3%、歳入歳出差引残額は4億5,179万1,640円あります。

次に、2 ページをごらんください。

実質収支額ですが、区分3の歳入歳出差引額から区分4の翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いたものが、区分5の実質収支額となります。

一般会計の実質収支額について、翌年度へ繰り越すべき財源の繰越明許費繰越額が8,134万円でございますので、これを差し引いた2億4,991万6,236円が実質収支額となり、平成28年度への繰越金となります。

なお、この繰越明許費繰越額8,134万円は、6月10日に開会されました平成28年第2回定例会の報告第2号にて報告させていただきました、平成27年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書に記載の翌年度繰越額2億7,487

万9,000円の財源内訳のうち的一般財源分であります。

特別会計につきましては、翌年度へ繰り越すべき財源がありませんので、国民健康保険事業特別会計以下各特別会計の実質収支額は歳入歳出差引額と同額で、記載のとおりであります。

次に、3、4ページをごらんください。

それでは、一般会計歳入歳出決算の概要を歳入款別決算額調により各款別の主なものについて御説明いたします。

1款市税は、予算現額21億7,785万9,000円に対し、調定額は23億4,410万2,040円、収入済額は22億4,583万2,789円、一般会計収入済額全体（構成比）の20.6%を占めております。前年度との比較は5,182万8,220円の減少となっており、その主な要因は、市民税及び固定資産税の減収であります。不納欠損額は982万3,654円、前年度との比較は3,142万7,211円の減少であります。収入未済額は8,844万5,597円、前年度との比較は2,497万4,866円の減少であり、収納率は95.8%であります。

2款地方譲与税の収入済額は5,572万3,278円、前年度との比較は50万7,667円の増加であります。

3款利子割交付金の収入済額は430万8,000円であります。

4款配当割交付金の収入済額は1,464万7,000円、前年度との比較は326万4,000円の減少であります。

5款株式等譲渡所得割交付金の収入済額は1,329万8,000円、前年度との比較は307万円の増加であります。

6款地方消費税交付金の収入済額は3億6,442万5,000円、前年度との比較は1億3,902万2,000円の増加であります。

7款自動車取得税交付金の収入済額は1,323万2,000円、前年度との比較は504万1,000円の増加であります。

8款地方特例交付金の収入済額は513万3,000円あります。

次に、5、6ページをごらんください。

9款地方交付税の収入済額は36億1,876万2,000円、一般会計収入済額全体の33.3%を占めております。前年度との比較は1億3,304万5,000円の増加であります。

10款交通安全対策特別交付金の収入済額は276万8,000円あります。

1 1 款分担金及び負担金の収入済額は1億3,775万8,743円、前年度との比較は731万4,306円の増加であります。収入未済額は693万3,010円、主なものは、保育所入所保護者負担金であります。

1 2 款使用料及び手数料の収入済額は1億3,927万691円、前年度との比較は270万5,543円の減少であります。不納欠損額は2万7,900円、し尿処理手数料の不納欠損処分によるものであります。収入未済額は708万1,200円、主に市営住宅使用料及びし尿処理手数料であります。

1 3 款国庫支出金の収入済額は11億1,164万6,719円、前年度との比較は6,798万5,214円の減少であります。これは、主に教育費国庫補助金の減少によるものであります。

1 4 款県支出金の収入済額は6億3,977万7,484円、前年度との比較は1,011万1,922円の減少であります。これは主に、民生費県補助金、商工費県補助金の減少によるものであります。

1 5 款財産収入の収入済額は3,097万2,451円、前年度との比較は2,265万2,375円の減少であります。これは、不動産売払収入の減少が主な要因であります。

次に、7、8ページをごらんください。

1 6 款寄附金の収入済額は1億2,412万7,625円、前年度との比較は1,579万6,625円の増加であります。備考欄のとおり全ての寄附金が増加しております。

1 7 款繰入金の収入済額は7億9,705万1,601円、前年度との比較は2,596万1,471円の減少であります。これは、地域の元気臨時交付金基金繰入金の減によることが主な要因であります。

1 8 款繰越金の収入済額は2億3,665万2,974円であります。

1 9 款諸収入の収入済額は1億2,721万7,314円、前年度との比較は681万6,746円の増加であり、これは、雑入の増加が主な要因であります。収入未済額は620万894円、主なものは、奨学資金貸付金返還金が182万7,500円、生活保護法第63条、第78条及び第78条の2による返還金が426万4,320円であります。

2 0 款市債の収入済額は11億9,730万円、前年度との比較は1億1,330万円の減少であります。科目別の詳細は備考欄のとおりであります。

以上、一般会計の歳入合計は、予算現額110億740万4,000円に対し

まして、調定額 109 億 9,841 万 6,924 円、収入済額は 108 億 7,990 万 4,669 円、前年度との比較は 1 億 9,206 万 9,245 円の減少となり、不納欠損額は 985 万 1,554 円、収入未済額は 1 億 866 万 701 円、収入未済額の大半は市税であります。

歳入全体の予算に対する収入割合は 98.8%、調定に対する収入割合は 98.9%であります。

一般会計歳入の款別の決算額につきましては以上であります。

なお、参考に予算現額と収入済額との比較で各節の増減額 50 万円以上のものにつきましては、その主な理由を本主要説明の 35 ページから 38 ページにかけて記載しておりますので、後ほど御参照ください。

次に、9、10 ページをごらんください。

一般会計の歳出款別決算額調であります。

歳入同様、主なものにつきまして御説明いたします。

1 款議会費は、支出済額 1 億 4,402 万 838 円、前年度との比較は 352 万 321 円の増加であります。これの主な要因は、共済費等の増加によるものであります。執行率は 99.1%であります。

2 款総務費は、支出済額 23 億 3,198 万 3,032 円、前年度との比較は 3 億 5,777 万 6,768 円の増加であります。増加となった主な要因は、総務管理費における財産管理費、防災費等の増加によるものであります。翌年度繰越額は 9,432 万 7,000 円、主なものは、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業 8,276 万 1,000 円であります。執行率は 94.6%であります。

3 款民生費は、支出済額 34 億 2,644 万 8,544 円、前年度との比較は 1 億 795 万 155 円の減少であります。この主な要因は、社会福祉費における社会福祉総務費、児童福祉費における児童措置費等の減少によるものであります。翌年度繰越額は 1 億 2,792 万 1,000 円、主なものは、年金生活者等支援臨時福祉給付金事業 1 億 2,262 万 1,000 円であります。執行率は 95.1%であります。

4 款衛生費は、支出済額 13 億 234 万 5,906 円、前年度との比較は 2,500 万 4,624 円の増加であります。この主な要因は、清掃費における塵芥処理施設費及び病院費等の増加によるものであります。翌年度繰越額は 15 万 7,000 円で、清掃一般総務費 15 万 7,000 円あります。執行率は 98.4%であります。

次に、11、12ページをごらんください。

5款農林水産業費は、支出済額4億5,716万5,861円、前年度との比較は7,468万6,352円の減少であります。この主な要因は、山林事業費における管理費及び保育費並びに水産業費における漁港建設費等の減少によるものであります。翌年度繰越額1,874万3,000円の主なものは、県単林道整備事業569万3,000円、チューブ苗導入推進事業577万円、尾鷲市海面養殖振興協議会補助金430万円であります。執行率は92.1%であります。

6款商工費は、支出済額1億7,291万1,239円、前年度との比較は2,697万480円の増加であります。この主な要因は、商工費における商工振興費の増加によるものであります。翌年度繰越額1,715万1,000円の主なものは、産業開発促進事業1,372万7,000円であります。執行率は84.5%であります。

7款土木費は、支出済額3億2,400万7,412円、前年度との比較は104万502円の減少であります。この主な要因は、道路橋梁費における道路橋梁総務費及び道路新設改良費の減少によるものであります。執行率は95.9%であります。

8款消防費は、支出済額5億9,287万5,256円、前年度との比較は690万2,952円の減少であります。この主な要因は、常備消防費の減少によるものであります。執行率は99.7%であります。

9款教育費は、支出済額6億8,619万5,069円、前年度との比較は4億5,566万8,824円の減少であります。この主な要因は、教育総務費における事務局費などの減少によるものであります。翌年度繰越額1,658万円の主なものは、本読み子育て推進事業849万1,000円やわんぱく子育て推進事業613万4,000円であります。執行率は94.8%であります。

次に、13、14ページをごらんください。

10款災害復旧費は、支出済額99万9,000円、前年度との比較は99万9,000円の増加であります。執行率は33.3%であります。

11款公債費は、支出済額11億969万6,276円、前年度との比較は5,469万4,915円の減少であります。

12款予備費は、不執行であります。

次に、歳出合計は、予算現額110億740万4,000円に対し、支出済額は105億4,864万8,433円で、前年度との比較は2億8,667万2,5

07円の減少であります。翌年度繰越額は2億7,487万9,000円、不用額は1億8,387万6,567円、執行率は95.8%であります。

なお、この一般会計歳出の不用額でございますが、各節で50万円以上のものにつきまして、主な理由を39ページから44ページにかけて記載していますので、後ほど御参照ください。

次に、15ページをごらんください。

これは、一般会計の歳入決算額を円グラフであらわしたものでございます。

構成比率の高い順から申し上げますと、地方交付税33.3%、市税20.6%、市債11.0%、以下は記載のとおりであります。なお、括弧内の数字は前年度の構成比率であります。

次に、16ページの歳出の構成比でございますが、民生費32.5%、総務費22.1%、衛生費12.3%、以下は記載のとおりでございます。

次に、17ページをごらんください。

この表は一般会計の歳出決算額を性質別に分類し、前年度と比較したものであります。決算額の合計105億4,864万8,000円のうち、義務的経費は44億5,219万8,000円、全体の42.2%を占めております。前年度との比較は5,162万6,000円の減少であります。

次に、投資的経費は11億8,736万5,000円、前年度との比較は3億2,107万1,000円の減少で、構成比は11.3%であります。

次に、その他経費は49億908万5,000円、前年度との比較は8,602万4,000円の増加で、構成比率は全体の46.5%であります。

なお、この性質別経費を円グラフであらわしたものが、18ページに掲載してあります。

次に、19、20ページをごらんください。

この表は、平成12年度から、国保、老人保健、後期高齢、公共下水各特別会計への繰出金と、病院及び水道の企業会計並びに消防、広域連合などの一部事務組合への負担金についての支出状況をまとめたものであります。

19ページ、繰出金の下から2段目の平成27年度の欄をごらんください。

国保、後期高齢、公共下水各特別会計への繰出金は、それぞれ記載のとおりで、合計6億1,183万3,000円であります。

20ページ、負担金の平成27年度の欄をごらんください。

病院及び水道の企業会計並びに消防、広域連合などの一部事務組合への負担金

は合計13億5,006万4,000円であります。繰出金と負担金の合計は19億6,189万7,000円であります。

一般会計決算の概要説明は以上であります。

次に、各特別会計の概要について御説明いたします。

21ページ、22ページをごらんください。

この表は、国民健康保険事業特別会計の歳入款別決算額調であります。

1款国民健康保険税は、予算現額4億4,060万円に対し、調定額は5億2,694万7,513円、収入済額は4億4,431万9,887円、国民健康保険事業特別会計、収入済額全体の14.1%を占めております。前年度との比較は2,967万7,732円の減少であります。詳細は備考欄のとおりであります。不納欠損額は787万6,849円、前年度との比較は47万6,150円の減少であります。収入未済額は7,475万777円、前年度より941万8,436円の減少であります。収入率は100.8%、収納率は84.3%であります。

2款国庫支出金の収入済額は、5億2,396万6,338円、前年度との比較は733万2,243円の減少であります。この主な要因は、療養給付費等負担金の減少であります。

3款療養給付費等交付金は、収入済額1億1,312万1,000円、前年度と比較して3,689万3,216円の減少であります。

4款前期高齢者交付金は、収入済額9億9,887万9,136円、前年度との比較は1億7,528万5,599円の増加であります。

5款県支出金は、収入済額1億2,634万2,681円、前年度との比較は72万2,869円の増加であります。この主な要因は、高額医療費共同事業負担金の増加によるものであります。

6款共同事業交付金は、収入済額6億301万8,010円、前年度との比較は1億9,159万730円の増加であります。

7款財産収入は、収入済額5万6,000円、前年度と比較して1万7,000円の増加であります。

8款繰入金は、収入済額2億8,113万9,703円、前年度との比較は4,002万9,599円の減少であります。この主な要因は、国保財政調整基金の取り崩し額の減少による繰入金の減少であります。

次に、23、24ページをごらんください。

9款繰越金は、前年度からの繰越金4,092万7,688円であります。

10款諸収入は、収入済額1,268万4,172円、主に交通事故等に係る第三者納付金や一般分延滞金などの収入であります。前年度との比較は218万6,540円の増加であります。

以上、国民健康保険事業特別会計の歳入合計は、予算現額31億1,632万8,000円に対し、調定額32億2,708万2,241円、収入済額31億4,445万4,615円、不納欠損額787万6,849円、収入未済額7,475万777円であります。収入率は100.9%、収納率は97.4%であります。

次に、25、26ページをごらんください。

国民健康保険事業特別会計の歳出款別決算額調であります。

1款総務費は、支出済額5,585万6,165円、前年度との比較は630万3,672円の減少であります。執行率は94.0%であります。

2款保険給付費は、支出済額19億136万9,332円、支出済額全体の62.5%を占めております。前年度との比較は6,223万4,336円の増加であります。この主な要因は、療養諸費における一般分療養給付費等及び高額療養費における一般分高額療養費等の増加によるものであります。執行率は96.9%であります。

3款後期高齢者納付金等は、支出済額2億9,307万2,018円、前年度との比較は747万7,828円の減少であります。この主な要因は、後期高齢者支援金の減少によるものであります。執行率は99.9%であります。

4款前期高齢者納付金等は、支出済額18万8,932円、前年度との比較は3万9,594円の減少であります。執行率は99.9%であります。

5款老人保健拠出金は、支出済額1万4,198円、前年度との比較はゼロ円であります。執行率は35.4%であります。

6款介護納付金は、支出済額1億557万3,657円、前年度との比較は1,888万9,472円の減少であります。執行率は99.9%であります。

7款共同事業拠出金は、支出済額5億8,804万2,249円、前年度との比較は1億6,093万1,081円の増加であります。執行率は99.4%であります。

次に、27、28ページをごらんください。

8款保健事業費は、支出済額1,910万7,780円、前年度との比較は43万2,288円の減少であります。執行率は85.3%であります。

9款公債費は、支出済額2,880万円であります。平成22年度に県から借

り入れた1億4,400万円の償還金であります。執行率は99.5%であります。

10款諸支出金は、支出済額1,723万1,829円、前年度との比較は58万3,126円の増加であります。執行率は91.9%であります。

11款基金積立金は、支出済額3,456万5,000円、国保財政調整基金への積立金であります。前年度との比較は1億5,920万3,000円の減少であります。

以上、国民健康保険事業特別会計の歳出合計は、予算現額31億1,632万8,000円に対しまして、支出済額は30億4,382万1,160円、前年度との比較は3,140万2,689円の増加であります。不用額は7,250万6,840円、執行率は97.6%であります。

なお、歳入歳出各節50万円以上の比較増減及び不用額の理由につきましては、45ページから48ページにかけて記載してありますので、後ほど御参照ください。

次に、後期高齢者医療事業特別会計の決算概要について御説明いたします。

29、30ページをごらんください。

後期高齢者医療事業特別会計の歳入款別決算額調でございます。

1款後期高齢者医療保険料の収入済額は1億7,622万1,627円、前年度との比較は523万509円の減少であります。収入率は100.6%、収納率は98.7%であります。不納欠損額は4万2,605円、収入未済額は220万3,713円であります。

2款繰入金の収入済額は3億9,956万7,350円、前年度との比較は1,123万1,029円の増加であります。この主な要因は、事務費繰入金の増加によるものであります。

3款諸収入の収入済額は1,514万8,436円、前年度との比較は373万6,436円の減少であります。

4款繰越金の収入済額は551万4,939円、前年度からの繰越金であります。

以上、後期高齢者医療事業特別会計の歳入合計は、予算現額5億8,117万円に対し、調定額は5億9,869万8,670円、収入済額は5億9,645万2,352円、不納欠損額4万2,605円、収入未済額220万3,713円、収入率は102.6%、収納率は99.6%となりました。

次に、31、32ページをごらんください。

後期高齢者医療事業特別会計の歳出款別決算額調でございます。

1 款総務費の支出済額は1,134万560円、前年度との比較は129万185円の増加であり、執行率は96.2%であります。

2 款広域連合負担金の支出済額は5億6,434万4,443円、支出総額の97.9%を占めています。前年度との比較は519万502円の増加であります。

3 款諸支出金の支出済額は86万5,400円、一般会計への繰出金であります。

以上、後期高齢者医療事業特別会計の歳出合計は、予算現額5億8,117万円に対しまして、支出済額5億7,655万403円、不用額461万9,597円、執行率は99.2%であります。

なお、歳入歳出各節50万円以上の比較増減及び不用額の理由につきましては、49ページから50ページにかけて記載してありますので、後ほど御参照ください。

次に、公共下水道事業特別会計の決算概要を御説明いたします。

33、34ページをごらんください。

公共下水道事業特別会計の歳入歳出款別決算額調でございます。

収入済額、支出済額いずれも同額の276万5,070円であります。

歳入の1款繰入金の収入済額は一般会計からの繰入金、歳出の1款公債費の支出済額は、市債償還元金及び償還利子で、不用額は930円、収入率、執行率はともに99.9%となりました。

以上、平成27年度尾鷲市一般会計及び三つの特別会計の歳入歳出決算の概要について御説明いたしました。

また、監査委員の審査意見書並びに主要政策の成果及び実績報告書も後ほど御参照ください。

なお、内容の詳細につきましては、予算決算常任委員会におきまして御説明いたしますので、何とぞ御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（真井紀夫議員） ここで休憩をいたします。再開は午後1時からといたします。

〔休憩 午前11時44分〕

〔再開 午後 1時00分〕

議長（真井紀夫議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、本日の会議録署名議員に指名いたしました小川公明議員が午後欠席されましたので、会議規則第87条の規定により、会議録署名議員に6番、濱中佳

芳子議員を追加指名いたします。

それでは、午前中に引き続き提案説明を行います。

次に、内山病院事務長。

〔尾鷲総合病院事務長（内山洋輔君）登壇〕

尾鷲総合病院事務長（内山洋輔君） それでは、議案第62号「平成27年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について」につきまして御説明申し上げます。

まず、決算の御説明の前に、平成27年度の病院稼働状況について御説明申し上げます。

平成27年度尾鷲市病院事業会計決算の19ページをごらんください。

平成27年度の入院患者数は延べ6万9,603人で、うち一般病棟が5万5,415人、療養病棟が1万4,188人で、前年度と比較して7,848人減少いたしました。外来患者数は延べ10万1,331人で、前年度と比較して3,796人減少いたしました。

また、病床利用率は、一般病棟の病床数199床に対して76.1%、療養病棟の病床数56床に対して69.2%、全体の病床利用率は74.6%で前年度に比べ8.6ポイント減少しております。

次に、20、21ページをごらんください。

科別患者取扱状況は、入院では、整形外科が3,339人、産婦人科が45人、皮膚科が64人増加しておりますが、内科が6,373人、外科が3,581人、呼吸器外科が86人、小児科が72人、眼科が538人、泌尿器科が646人減少しております。

また、外来では、脳神経外科が362人、整形外科が4,030人、小児科が47人、産婦人科が141人、耳鼻咽喉科が162人増加しておりますが、内科が1,268人、神経内科が106人、外科が980人、呼吸器外科が88人、眼科が5,512人、精神科が25人、皮膚科が183人、泌尿器科が346人、放射線科が30人減少しております。

それでは、平成27年度尾鷲市病院事業会計決算の主な内容について御説明いたします。

1、2ページをごらんください。

本年度の決算状況は、事業収益44億1,503万9,635円、事業費用43億4,614万5,526円であります。

収益的収入及び支出につきましては、まず、収入では、第1款病院事業収益の

予算額43億6,392万9,000円に対し、決算額は44億1,503万9,635円で、予算額に比べ5,111万635円の増となり、予算額に対する収入率は101.2%となりました。

次に、支出では、第1款病院事業費用の予算額43億9,784万8,000円に対し、決算額は43億4,614万5,526円で、不用額5,170万2,474円が生じ、予算額に対する執行率は98.8%となりました。

この報告書の各項の説明につきましては、後ほど損益計算書で御説明いたします。

次に、3、4ページをごらんください。

資本的収入及び支出について御説明いたします。

まず、収入では、第1款資本的収入の予算額2億7,676万3,000円に対し、決算額は2億7,676万円で、予算額に比べ3,000円の減となり、予算額に対する収入率は100.0%となりました。

次に、支出では、第1款資本的支出の予算額4億2,341万2,000円に対し、決算額は4億1,919万8,336円で、不用額421万3,664円が生じ、予算額に対する執行率は99.0%となりました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億4,243万8,336円につきましては、全額一時借入金で措置いたしました。

次に、5、6ページをごらんください。

損益計算書について御説明いたします。

1、医業収益は39億6,882万8,633円、2、医業費用は41億9,776万5,271円で、医業損失は2億2,893万6,638円が生じました。

3、医業外収益は4億3,507万983円、4、医業外費用は2億1,912万4,834円で、医業外収支は2億1,594万6,149円の利益が生じました。

この額から医業損失を差し引いた1,299万489円を経常損失として計上しております。

5、特別利益は43万9,432円、6、特別損失は42万8,985円で、当年度純損失は1,298万42円となりました。

この額に前年度繰越欠損金27億7,445万7,855円を加えた当年度未処理欠損金は、27億8,743万7,897円となり、この額を翌年度に繰り越すものであります。

次に、7、8ページをごらんください。

剰余金計算書について御説明いたします。

資本金は、前年度末残高と同額の2億85万6,095円となりました。

次に、資本剰余金の受贈財産評価額、寄附金及び国県補助金につきましては、前年度末残高と同額のそれぞれ3,130万9,412円、1,827万6,650円、1億6,696万3,762円となりました。

その他、資本剰余金につきましては、一般会計から非償却資産分への元金繰入金944万4,000円の増となったため、当年度末残高は25億5,659万3,421円となりました。

これらの当年度末残高を合計した27億7,314万3,245円が資本剰余金の当年度末残高となりました。

次に、利益剰余金につきましては、当年度純損失分の1,298万42円の減で、当年度末残高はマイナス27億8,743万7,897円となりました。これは、先ほど損益計算書で御説明したとおりであります。

次に、7ページの欠損金処理計算書について御説明いたします。

いずれも当年度処分額はありませので、資本金の処分後残高は2億85万6,095円、資本剰余金の処分後残高は27億7,314万3,245円、未処理欠損金の処分後残高はマイナス27億8,743万7,897円となりました。これは、先ほど損益計算書で御説明したとおり、当年度未処理欠損金として同額を翌年度に繰り越しするものであります。

次に、9ページから11ページまでの貸借対照表について御説明いたします。

まず、9ページ、資産の部であります。

1、固定資産の(1)有形固定資産は、イからへまでのそれぞれの資産額から減価償却累計額を差し引いた33億1,559万5,132円であります。(2)無形固定資産は、327万9,200円であります。(3)投資その他の資産は、2,354万316円で、これら固定資産合計は33億4,241万4,648円であります。

次に、2、流動資産は、(1)現金預金、(2)未収金、(3)貯蔵品を合わせた流動資産合計7億7,782万3,193円であります。

固定資産、流動資産を合わせた資産合計は、41億2,023万7,841円であります。

10ページをごらんください。

次に、負債の部であります。

3、固定負債の（1）企業債は、平成29年度以降償還予定の企業債24億8,127万8,571円であります。（2）引当金は、退職給付引当金として本年度までに計上した1,934万9,108円であります。

4、流動負債の（1）一時借入金は4億5,000万円であります。（2）企業債は平成28年度償還予定の3億5,728万8,101円であります。（3）未払金は1億4,631万2,963円あります。（4）引当金は、イ、賞与引当金1億101万4,404円、ロ、法定福利費引当金2,018万3,421円で、引当金合計は1億2,119万7,825円あります。（5）その他流動負債は2,389万6,509円で、流動負債合計は10億9,869万5,398円あります。

5、繰延収益は、収益化累計額を差し引きした長期前受金が3億3,435万3,321円で、固定負債、流動負債、繰延収益を合わせた負債合計は39億3,367万6,398円あります。

11ページをごらんください。

次に、資本の部であります。

6、資本金は、2億85万6,095円あります。

7、剰余金の（1）資本剰余金は、イ、受贈財産評価額、ロ、寄附金、ハ、国県補助金、ニ、その他資本剰余金を合計した27億7,314万3,245円あります。（2）欠損金は、イ、当年度未処理欠損金と同額の27億8,743万7,897円となり、これを資本剰余金から差し引いたマイナス1,429万4,652円が剰余金合計であります。

資本金と剰余金を合わせた資本合計は、1億8,656万1,443円、負債の部と合わせた負債資本合計は、41億2,023万7,841円で、先ほど資産の部で御説明した資産合計額と一致しております。

次に、12、13ページには、財務諸表を作成するに当たり採用した会計処理の基準及び手続を注記として記載しております。

以上が平成27年度尾鷲市病院事業会計の決算説明であります。

なお、決算書の14ページ以降に決算附属資料を添付しておりますので、御参照の上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（真井紀夫議員） 次に、尾上水道部長。

〔水道部長（尾上廣宣君）登壇〕

水道部長（尾上廣宣君） それでは、議案第63号「平成27年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」御説明申し上げます。

まず、議案の説明に入る前に、平成27年度の水道事業の概況について御説明申し上げます。

平成27年度尾鷲市水道事業会計決算書の13ページをごらんください。

平成27年度の給水戸数は9,645戸で前年度に比べて119戸の減であり、普及率は99.8%でございます。年間総給水量は391万439立方メートル、前年度と比較すると、給水量で24万8,522立方メートルの減、有収水量で16万1,494立方メートルの減となっております。

建設改良と維持管理につきましては、上水道において大曾根・新田町地内配水管布設がえ工事、県道中井浦九鬼線配水管布設がえ工事及び泉加圧ポンプ場加圧ポンプ取りかえ工事を実施いたしました。簡易水道においては、曾根町・三木浦町・古江町地内の配水管布設がえ工事を実施いたしました。

次に、経理状況であります。収益的収支では、事業収益5億5,500万6,608円に対し、事業費用5億860万3,930円で、差し引き4,640万2,678円の純利益を計上することとなりました。

以上、概略説明を申し上げ、議案の説明をさせていただきます。

1ページをごらんください。

(1) 収益的収入及び支出につきましては、収入の第1款水道事業収益、予算額5億9,130万5,000円に対し、決算額は5億9,589万829円で、予算額を458万5,829円上回っております。また、第2項営業外収益の決算額4,193万3,665円でございますが、この決算額から備考欄にある消費税額48円を差し引いた額が、5ページの損益計算書の3、営業外収益の額と2万4,031円の差異があります。これは、消費税の納税計算上の差額と、貸し倒れに係る消費税等が税額控除となっているためであります。この税額控除は、企業内部に留保されるもので、決算報告書には記載せず、損益計算書では雑収益として計上しております。

次に、支出の第1款水道事業費用、予算額5億7,269万1,000円に対し、決算額は5億4,618万4,042円で、2,650万6,958円の不用額を生じております。

続きまして、3ページの(2)資本的収入及び支出につきましては、収入の第1款資本的収入、予算額1,812万6,000円に対し、決算額は1,972万

5,360円で、予算額より159万9,360円上回っております。

次に、支出の第1款資本的支出、予算額2億6,594万4,000円に対し、決算額は2億5,373万5,930円であり、不用額は1,220万8,070円となりました。

資本的収支において、収入額が支出額に対して不足する額2億3,401万570円は、下段に記述してありますように、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額319万9,069円、過年度分損益勘定留保資金2,391万2,669円、当年度分損益勘定留保資金2億77万8,451円、減債積立金612万381円で補填いたしました。

次に、5ページの損益計算書をごらんください。

1、営業収益5億1,304万8,960円から2、営業費用4億3,840万2,588円を差し引いた7,464万6,372円が営業利益で、これに3、営業外収益4,195万7,648円を加え、4、営業外費用6,915万739円を減額しますと、経常利益4,745万3,281円となります。この経常利益に6、特別損失105万603円を加味した4,640万2,678円が当年度純利益となります。これに、前年度繰越利益剰余金1億1,622万7,692円と、減債積立金の使用に伴い発生したその他未処分利益剰余金変動額612万381円を加えた1億6,875万751円が当年度未処分利益剰余金となります。

次に、6ページの剰余金計算書をごらんください。

資本金は、前年度の処分額5億7,382万4,433円を加えた17億5,854万5,757円となっております。

資本剰余金の部では、平成26年度の制度改正により、負債繰延収益に整理することになったため、資本に残った分である工事負担金からその他資本剰余金については前年度末残高と同額であり、合計は4,682万388円となります。

利益剰余金の部では、減債積立金は今年度の補填財源として612万381円を使用したため、当年度末残高は3億9,494万8,736円となり、建設改良積立金は前年度末残高と同額となります。

未処分利益剰余金の当年度末残高は、先ほどの損益計算書で説明いたしました当年度未処分利益剰余金1億6,875万751円で利益剰余金合計は6億4,013万5,443円となります。

次に、尾鷲市水道事業会計剰余金処分計算書（案）につきましては、利益の処分については本議案において、一括して御審議をお願いするものであり、当年度

未処分利益剰余金 1 億 6,875 万 751 円のうち、減債積立金の使用に伴い発生したその他未処分利益剰余金変動額と同額分 612 万 381 円を資本金へ組み入れ、残額の 1 億 6,263 万 370 円を翌年度へ繰り越ししようとするものでございます。

次に、貸借対照表の 8 ページから 10 ページをごらんください。

資産の部、固定資産の（１）有形固定資産合計は 56 億 6,935 万 4,322 円で、これに（２）無形固定資産合計 73 万 9,700 円と（３）投資その他の資産合計 6 万 5,820 円を加えた固定資産合計は、56 億 7,015 万 9,842 円であります。

流動資産では、（１）現金預金から（４）その他流動資産までの流動資産合計は 7 億 6,783 万 8,533 円で、資産合計は 64 億 3,799 万 8,375 円であります。

次のページ、負債の部では、固定負債合計は 33 億 4,942 万 8,394 円、流動負債合計は 2 億 3,634 万 5,611 円で、繰延収益合計は、4 億 672 万 2,782 円で負債合計は 39 億 9,249 万 6,787 円であります。

資本の部では、資本金 17 億 5,854 万 5,757 円であります。

剰余金では、（１）資本剰余金合計は 4,682 万 388 円、（２）利益剰余金合計は 6 億 4,013 万 5,443 円で、剰余金合計は 6 億 8,695 万 5,831 円となり、これに資本金を加えた資本合計は 24 億 4,550 万 1,588 円であり、負債資本合計は 64 億 3,799 万 8,375 円となり、8 ページの資産合計額と同額となります。

次の 11 ページ、12 ページは、会計処理の基準及び手続を注記として明示しております。

以上で平成 27 年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の説明といたします。

なお、決算書の 13 ページから 31 ページまで決算附属書類を添付しておりますので、御参照の上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（真井紀夫議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

議事日程に従い、審議は留保といたします。

次に、日程第 16、議案第 67 号「尾鷲市教育委員会教育長の任命について」を議題といたします。

事務局長をして、議案の朗読をいたさせます。

事務局長。

(事務局長 朗読)

議長(真井紀夫議員) ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長(岩田昭人君)登壇]

市長(岩田昭人君) それでは、人事案件1件について御説明いたします。

議案書の18ページをごらんください。

議案第67号「尾鷲市教育委員会教育長の任命について」につきましては、現教育長二村直司氏の任期が10月10日をもって満了となることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めらるるものであります。

何とぞよろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長(真井紀夫議員) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、通告に従い、これを許可いたします。

8番、南靖久議員。

8番(南靖久議員) 先ほど、市長のほうから提案していただきました議案第67号「尾鷲市教育委員会教育長の任命について」の提案理由の説明をしていただいたんですけれども、今回、新しい制度のもとで教育長を、市長の、首長の命によって教育長を任命するんですね、市長が。これまでは教育委員さんを任命して、4年任期の、それで教育委員会の中で教育長を選んで、当然、議会の同意を経ていくんですけれども。

今回、新制度のもとで新たに市長が教育長を任命するのに至っても、市長の二村教育長の再選の思いが全く今の提案理由のことでは、僕は伝わってこなかったんですけど、いま一度、市長の二村教育長を任命するに当たっての考え方というか、何を教育長に求めていこうとするのか、再度詳しく教えてください。全く見受けられなんだ、今の提案理由の説明では。

議長(真井紀夫議員) 市長。

市長(岩田昭人君) 二村教育長におかれましては、まず、尾鷲市の教育ビジョンを策定していただいて、これからの尾鷲市の教育についてのビジョンをつくっていただきました。教育は、ある意味、途中で滞るということはとても大きな損失に

なりますので、引き続き教育ビジョンを遂行していただき、尾鷲市の教育界を引っ張っていただきたい。

例えば、所信表明でも言わせていただきました教育フェスティバルとか、さまざまなことを、新たな試み、あるいは読書の教育の展開、そういった新しいこと、あるいは過去から引き続いてやっていかないこと、そういったことを一生懸命やっていたら、尾鷲の教育界に、ある意味、力を与えていただいております。

教育は、先ほども言いましたが、よどみのない引き続いた取り組みが必要でありますので、二村教育長に再度教育長としての責を担っていただき、これからの尾鷲の教育、あるいは、お任せ人として次代を担う子供たちをしっかりと育てていただきたいという思いの中で、二村教育長に再登壇をいただいたところでありますので、よろしく御理解をお願いします。

議長（真井紀夫議員） 8番、南靖久議員。

8番（南靖久議員） 提案理由の中で、そういったようなしっかりした市長の思いと考え方を言っていたら、僕も市長に対しての質問はしなかったんですけども、まさに市長と同感で、よどみのない教育行政全般にわたって、僕は二村教育長には大きく期待を寄せておるのも、市長だけではなしに僕も、そういう意味では全く思いが同じでございます。

そういう意味では、新たに二村教育長がこの場でおられるということでございますので、やはり教育者として二村教育長というのは、まさに尾鷲市を代表する教育者の1人であることは、僕も確信を持っていますし、今なお信頼をしておるところでございますけれども、しかしながら、国の土井見世邸の話については、確かにいろんなことがございました。

保存会の方と協議を経て、所有者も交えて合意形成までとって、10月何日に登録プレートと一緒に贈呈式をするような運びまで至っていたのは事実でございますね、これは。その事実のあるにもかかわらず、9月14日でしたか、生活文教常任委員会、あるいは全協の席で、合意形成を隠しておったと言ったら語弊があるかもしれませんが、当然、市長としての専権事項というのは、僕は十分認めておるわけなんですけれども、生文の委員会、全員協議会の委員会においてもそういったことには一言も触れず、これからこの無償譲渡の話で、いろんな条件を踏まえて受ける考え、方向を示しましたよね。

そういった中で、議会としても御理解を賜りたいということで、生文、全協は終わったんですけれども、たしか僕はあのときに、政策会議の決定事項なんです

かというようなことを問うて、いろんな二、三の、やはり譲り受けるに当たっては、これからのメンテナンスの問題だとか、いろんなメリット、デメリットの問題を市民の前に明らかにしていただいてから最終決断は下してくださいと、大方の議員の意見はそういう考え方だったと思うんです、9月14日のあれというのが。

ところが、それが一方的に、市長のほうが、財政が非常に苦しいから白紙撤回やなしに延期というような言葉が活字で書いておられましたけれども、事実上の白紙撤回だと判断しますわね。僕もそのように白紙撤回だということで判断をしたんですけれども、やはり二村教育長がサインするに当たっての、当然、市長もそうなんですよ、首長としての大きな責任はあります。

国の選択の重要文化財について、まず、市長はどのような考えを持って、二村教育長に対して方向を示していくつもりなんですか。まず、市長の考え方から聞きたいと思います。

議長（真井紀夫議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 土井見世邸の件につきましては、前にも申し上げさせていただきましたが、我々についても十分反省して、持ち主について謝罪をさせていただいたところであります。

しかしながら、南議員がおっしゃられるように、財政的に十分な検討をしていなかったと言われればそれまででありますけれども、財政的な面での断念というよりも、ちょっと延期をさせていただけないかと、重要文化財として認めていただくというような猶予をいただけないかということでもありますけれども、この判断につきましては、まさに苦渋の判断ではございましたけど、この苦渋の判断をこれからの文化行政に対して生かして、私もそうですし、二村教育長も生かしていきたいというふうに思っておる。

もちろん文化財としての価値そのものは、二村教育長も私も認めているところでもありますけれども、しかし、そういったものに対する文化的な行政としてのこれからのあり方をさらに十分議論しながら、二村教育長とともに文化行政を進めていきたいと思っておるところであります。

議長（真井紀夫議員） 8番、南靖久議員。

8番（南靖久議員） 当然、国の選択の文化財としては、尾鷲で唯一9カ所が選定されておるんですね、土井見世邸の中での9カ所ということで。そういった意味では、市民のみんなも何とかとして選択されておる文化財を守っていかないかと

いう思いが強いと思うんですね。

そういった意味では、僕は、ぜひとも市長には一歩も二歩も三歩も踏み込んでいただいて、再度、所有者の方はもちろんですけども、保存会の方と歩み寄りをして、よりよい尾鷲市の創生の核として進めていただきたいなど、市長には強く要望をいたすところでございます。

続いて、今度新しく選任されようとしておる二村教育長に、まことに本当に失礼なんですけれども、人事案件で質疑するということはめったにないことでございますので、非常に申しわけないなという思いが反面あるわけなんですけれども、やはり事は教育をつかさどる最高責任者、今回は、教育委員長、教育長じゃなしに全てが教育長に一本化されて、教育委員会の責任の所在というのが、教育長の責任の所在が大きくなる法改正でございますので、すごいやっぱりある程度自覚を持って職務に当たっていただきたいと思うんですけども、そういったところで、僕は先ほど9月14日の話もしましたけれども、あのとき、教育委員会と議会、市民との関連、こんな関係だったのかとって、まさに信頼関係が砂上の楼閣のごとく、僕自身、崩れてしまったのが事実なんです、これは、このやりとりの中で。

それはそうとして、議会と執行部の関係でございますので、それはお互いが議論すればええことで、それはよしとしてでも、僕が一番残念だなと思うのは、今でも思うことは、この土井見世邸の責任の所在が明らかにされていないんですね、まだね。何か中途半端で、僕だけそんな思いをするかはわからんけど、みんな何か尻切れとんぼみたいな感じで、今終わっていつておるなというような感じがして。

一番残念に思うことは、何とかして、あそこの町並みというのは尾鷲の唯一の歴史的な景観が残っておる場所なんです。あそこを中心にして、これからのふるさと創生をやっていこうかというような、保存会の皆様を中心にですけど、一生懸命取り組んでおられた方々の意欲を、ある意味では消沈させてしまったという責任が、大きな行政責任があると僕は思うんですね。そういう意味では、行政が犯した罪やと思うんですわ。公罪ですね、これは。

本当、僕は言い過ぎかもしれませんが、そのように感じておりますので、ぜひとも土井見世邸の修復改善に、僕は最善の努力を図っていただきたいという強い思いがありますので、よって、二村教育長のこれからの土井見世邸の考え方と、今後の取り組み方を明快にお聞かせ願います。

議長（真井紀夫議員） 教育長。

教育長（二村直司君） まず、11月以降でありますけれども、会の会長さんのところに週に1回ぐらい足を運びながら、さまざまな情報交換をずっとさせてきていただきました。また、11月の末には、所有者の方と、電話ですが、話もさせていただき、今後のあり方等を少し考えてきました。

そういうことの中で、やはり土井見世邸の持っている価値というものは非常に高いものがございます。それは、ほかにも尾鷲市にある自然遺産、あるいは文化遺産、そういうものにも非常にすぐれたものがございます。そういったものについて、やっぱり大事に育ててやっていきたいと……。

（「議長、おかしな発言やったら、とめていただいてもいいですよ。どうのこうの言うんやったら」と呼ぶ者あり）

（「いや、どうのこうのじゃなしに、これは質疑ですから。これは一般質問と一緒にじゃないですか、こんなもの」と呼ぶ者あり）

（「いや、任命するに当たって、問題を示してですよ」と呼ぶ者あり）

（「もっときちっと筋を通して聞いてくださいよ。こんなもの、土井見世邸のことをどうのこうのってというのは、これ、議長、仕切ってくださいよ。どうのこうのじゃないですよ。当たり前じゃないですか」と呼ぶ者あり）

議長（真井紀夫議員） 8番、南靖久議員、どうぞ。

8番（南靖久議員） 見解のとり方かもしれませんので、逸脱したところがあれば申しわけないと思っております。

この教育委員会、制度の改正の中で二つ目の大きな点というのは、総合教育会議の設置ということで、この中でやはり重点的に講ずる施策、緊急の場合に講ずる施策等について協議、調整をするということもあるんですね。この会議が設置されていると思うんですね。その中で国の文化財の位置づけというのは、どういう方向で示されておるんですか、そうすると。

議長（真井紀夫議員） 南議員、ちょっと待ってくださいね。

南議員、今、人事案件に対しての質疑中であると思うんです。そういうことで、提案者が市長でございますので、質疑のお尋ねをする相手が市長というふうに考えます。そういうことで御理解いただけますか。

南議員、どうぞ。

8番（南靖久議員） 確認するけれども、教育委員長には質問できないんですか。それだけはっきり。もしできなかつたら、僕は今のを取り消しせなあかんで、公的

に。できなんだらね。

(「暫時休憩」と呼ぶ者あり)

議長(真井紀夫議員) 暫時休憩いたします。

[休憩 午後 1時42分]

[再開 午後 1時55分]

議長(真井紀夫議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、南議員のほうから人事案件に対して質疑がございましたが、少し間口が広がっているようでありましたので、議運のほうに諮問をいたしまして、もう少し提案者に対しての質疑にとどめるようにということになりましたので、南議員、よろしくお願いいたします。

8番、南靖久議員。

8番(南靖久議員) 先ほどは、本来、提案者の市長にぶつけないかんのを、教育長がたまたま前におるものですから、土井見世邸に対する思いが強いものですから、二村教育長にある意味で期待をかけてお聞きしようとした点、おわび申し上げます。申しわけございませんでした。

二村教育長に対しての質疑の部分は全てカットさせていただきます。

議長(真井紀夫議員) 割愛させていただきます。

8番(南靖久議員) 御迷惑をおかけしました。

(「思いはわかっておるって」と呼ぶ者あり)

8番(南靖久議員) ありがとうございます。

ということで、僕のちょっと逸脱ということで、提案してきた市長のほうに再度戻らせていただきますけれども、市長は、文化財としての土井見世邸の価値に十分理解を示しておって、これからも何らかの前向きな形でもう一回、尾鷲の地方創生の位置づけとして、尾鷲の唯一の国指定の文化財として、土井見世邸にかかわっていただけるお気持ちをお持ちですか。

議長(真井紀夫議員) 市長。

市長(岩田昭人君) 土井見世邸を初め、南議員がおっしゃられました通り、あの通りの、すばらしいつくりのおうちが何軒か並んでおりますので、そういったものを総合的に大事にしていくような施策を進めていきたいと思っております。

議長(真井紀夫議員) 8番、南靖久議員。

8番(南靖久議員) 最後にさせていただきますけれども、登録プレートというのはまだ尾鷲市の教育委員会のほうで保管されているというお話を聞かせていただい

たんですけれども、その登録プレートについてはどの方向で、いつまでも教育委員会に置いておかれるんですか。それだけ確認したいんですね、最後の。こんな、あり得ないことだと思うもので、僕は。通常、教育委員会に登録プレートがいつまでもあるということは。

議長（真井紀夫議員） 市長。

市長（岩田昭人君） あのプレートは建物に対してのプレートでございますので、何とか所有者との連絡の中で建物におさまるような形で、これから努力をさせていただきたいと思えます。

議長（真井紀夫議員） 8番、南靖久議員。

8番（南靖久議員） 努力させていただくということは、そういう意味では主務官庁の教育委員会でございますので、教育委員会に矢面に立っていただいて、これからの修復改善を初め、国の登録文化財としての価値を高めていただくことを期待して、質疑を終わります。えらい申しわけございませんでした。

議長（真井紀夫議員） 他に質疑ございませんか。

11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） 済みません、通告しておりませんが、少しお聞きいたします。

今回、二村教育長、実質的には再任という形になのかなというふうに思うわけなんですけど、ただ、今回、先ほど南議員も言われましたように制度が変わりまして、これまで教育委員のほうで互選という形で教育長が選ばれたという経緯がございますけれども、今回はもう直接市長が任命するという形でございます。

任期が4年から3年になるんですね、任期が4年から3年に変わるということなんですけれども、私、二村教育長から、10月で任期満了で、もう勇退するんだという話を何度かお聞きしたことがあるんですけれども、その意思はかなりかたい感じがしたんですね。

そういう中でも市長が今回かなり熱意を持って、二村教育長に対して慰留されたのかなという印象を思っているんですが、先ほど、南議員の質疑とも重なるかもしれませんが、この4年間、教育長、市長と二人三脚で教育行政の上でやってこられて、今後また3年間、市長選も来年ありますけど、とりあえず3年任期ということがございますけど、また3年やってもらおうと市長が思った決定的な理由って何ですか。決定的な理由。

（発言する者あり）

11番（奥田尚佳議員） いや、理由です。この提案理由を見ても、何にも書いていないじゃないですか、南議員がさっき言われたように。10月10日が任期満了なので再任をお願いしますというだけのことなので。その辺、多分慰留されたんだと思いますけれども、その辺の市長の決定的な理由って何ですか。

議長（真井紀夫議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 二村教育長が教員生活で培っていただいたさまざまな知識をもって、いろいろな事業を進めていただいております。一番大きな理由としましては、やはり次代を担うおわせ人づくりに一生懸命取り組んでいただいております。子供たちを次代を担うのにふさわしいような人材育成に対しての取り組み、これが一番の大きな理由。これを引き続き担っていただきたいという思いであります。

議長（真井紀夫議員） 11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） いや、そういうおわせ人づくりということを言われましたけれども、そういう抽象的なこと、抽象的と言ったら怒られますけれども、大事なことなのかもしれませんが、具体的にこういうところが、二村教育長、この4年間やられてきて、すぐれていると思ったから慰留したんだというようなことがあれば教えてください。

議長（真井紀夫議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 教育は継続してやっていく話も必要でありますけれども、新しい観点で子供たちのためにやることも必要であります。その中で、例えば、先ほども南議員に対して回答させていただいたような教育フェスティバル、あるいは読書活動、そういった新しい事業についても取り組んでいただいた。

そういった中で、我々としても忌憚のない意見交換ができますし、これからも新しい事業、あるいは継続してやらなければならない事業も含めて、二村教育長に担っていただきたいという思いからであります。

議長（真井紀夫議員） 11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） そういう抽象的なことじゃなくて、もうちょっと具体的に答えていただきたいなと思ったんですけれども。

人事案件ということで、非常にデリケートな問題なので、二村教育長もいらっしゃいますからちょっと聞きにくいところも、話しにくいところもあるんですけれども、ただ、市長がただという言葉が好きですけど、ただ、私、この3年間見えてきて、非常に執行部全体に対してもそうですけど、教育行政に対してかなり不満を持っている1人でございます。

といいますのは、先ほどの土井見世邸の件もそうですよね。あらかじめ覚書で調印したのかな、あれ。判を押して、もう譲り受けますよという話を進めておきながら、いや、ちょっと待ってくださいみたいな話で、財政の理由で断ったじゃないですか。

そういうこととか、尾鷲中学校のプールも100万円の調査費をかけましたけれども、結局、あれも財政上の理由で何もせずに。

スポーツ振興計画だって、スポーツはどうなっているんだという質疑とか一般質問がいっぱいあったと思いますけれども、委員会でも、いや、スポーツ振興計画ができるまで待ってくださいという話がある中で、実際、去年できたら、中身、何もなかったじゃないですか。

それから、輪内中、耐震とか進んだ部分もありますよ。教育長、一生懸命、この4年間やられたと思います。ただ、その輪内中でも産廃の問題もあったし、宮小でもぼやの問題もあったじゃないですか。一生懸命、教育ということに対して、二村教育長は、私も教え子なのでよくあれなんですけど、非常に熱意のある方ですから一生懸命やられてこられたと思いますけれども、ただ、私はこの3年間見えてきて、非常にこの教育行政に不満でございます。

そういう中で、市長がまた実質的に再任という形で強く慰留されたのかなという感じがするんですけども、その決定的な理由って何なのですか。いろんな問題がある中でもまた3年託そうと、教育行政を託そうと思われたものは何なのかと、僕は聞いているんですけど。

議長（真井紀夫議員） 市長。

市長（岩田昭人君） それは、奥田議員は教育行政に対して不満をお持ちだということですけど、我々も反省すべきものはたくさんあります。しかし、二村教育長と私も含めて職員一同、教育については力を入れていきたいということで、予算もできるだけ予算をつけるようにしておりますし、何といたっても二村教育長の熱意に今後の任期も担っていただきたい、二村教育長の熱意をこれからも尾鷲市のために力をかしていただきたいということで、再任のお願いをしているところであります。

議長（真井紀夫議員） 11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） よくわからないですけどね。そういうことで、僕以外の市民の方々が納得してくれるのなら、それでいいのかなという感じもせんでもないんですけど。

ただ、三木小、三木里小の統合問題だって、去年の春先ですよ、もうおとしかな。もう夏までには結論を出しますと言いながら出ずに、それで、年末までに出しますよと今度は言うて、出なくて、じゃ、春までに出しますよって、出なくて、それでまた、たしか春先にはということで、平成18年、19年にやった適正規模、適正配置のあのときにもすごいもめてつくったものも最後はほごにするような形で、また輪内にも2校つくるんやという話とかあって、また、夏まで固めるといながら、全然そういう話、出てきていないじゃないですか。もう8月の末ですよ。

そういうこともあるんですけども、それでも市長が二村教育長しかないんだというふうに思われるのは、どういうところなんですか。何回も同じようなことを聞いていると思いますけど、もう一度お願いします。

議長（真井紀夫議員） 市長。

市長（岩田昭人君） もう私は奥田議員に回答した以外のことで、それ以上の回答はありません。要するに二村教育長の熱意と今までの経験と、それにかけて、子供たちを、これからの次代を担うおわせ人を育ててもらいたいという思いであります。

議長（真井紀夫議員） よろしいか。

他にございませんか。

13番、村田議員。

13番（村田幸隆議員） 通告してありませんので申しわけございませんけれども、今、奥田議員から質疑がありました。市長からその理由も聞きました。そうあるから、教育長と市長との今後の教育についての取り組みということで十分話し合いを持たれたと思うんですけども、その点できちっと意見が合致をしたということなんですか。そこだけお聞きしておきます。

議長（真井紀夫議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 個々の細かい問題については相違点もございませけれども、大きな流れとして合致した、考え方が合っているということでもあります。

議長（真井紀夫議員） 13番、村田議員。

13番（村田幸隆議員） 大筋で合致をしたということでもありますから、それはそれで結構だと思うんですけども、しかし、市長、任期はあと1年余り、そして、再選をされればまた5年ということになるんですけども、教育長ときちっと教育行政をやっていかなければなりません。そういった意味では、今後も教育長と

教育という取り組みという点については、スクラムを組んでがっちりやっていけるんだと確信を持ったということなんですね。

議長（真井紀夫議員） 市長。

市長（岩田昭人君） そのとおりであります。

議長（真井紀夫議員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（真井紀夫議員） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（真井紀夫議員） 御異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております議案につきましては、委員会への付託は省略することに決しました。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はございません。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（真井紀夫議員） ないようですので、これをもって討論を終結いたします。
これより採決を行います。

日程第16、議案第67号「尾鷲市教育委員会教育長の任命について」を採決いたします。

本議案について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（真井紀夫議員） 起立多数。

起立多数であります。よって、議案第67号については、原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第17、報告第4号「平成27年度健全化判断比率及び平成27年度資金不足比率の報告について」から日程第18、報告第5号「公益財団法人尾鷲文化振興会の平成27年度事業報告及び決算について」の報告2件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました報告は、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） それでは、報告案件について御説明いたします。

議案書の20ページをごらんください。

報告第4号「平成27年度健全化判断比率及び平成27年度資金不足比率の報告について」につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告させていただくものであります。詳細につきましては、21ページのとおり実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率において、いずれも早期健全化基準を下回っております。また、公営企業においても、各会計とも資金不足が生じていないことを報告させていただきます。

次に、22ページの報告第5号「公益財団法人尾鷲文化振興会の平成27年度事業報告及び決算について」につきましては、生涯学習課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（真井紀夫議員） 生涯学習課長。

〔教育委員会生涯学習課長（芝山有朋君）登壇〕

教育委員会生涯学習課長（芝山有朋君） それでは、報告第5号「公益財団法人尾鷲文化振興会の平成27年度事業報告及び決算について」につきまして御説明いたします。

この報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものであります。

平成27年度事業報告及び決算の1ページをごらんください。

公益財団法人尾鷲文化振興会の概要であります。

ここには設立目的、基本財産、事業内容、役員構成等が記載されており、これに基づき運営しております。

2、3ページには、平成27年度事業報告として、評議員会及び理事会の開催状況について記載させていただいております。

次に、4ページをごらんください。

文化会館の管理運営の状況であります。

来館者数につきましては、下段の表のとおり合計3万8,886人で、昨年度と比べ3,256人の増となっております。大ホールが4,349人の増で、小ホールは686人の減となっております。大ホールの増の主な要因は、第30回記

念大会となった全国尾鷲節コンクールが2日間にわたり開催されたことや、コンサートの入場者が多かったことなどによるものであります。

次に、5ページには催し物別利用状況を記載させていただいております。

次に、6ページをごらんください。

これは、本振興会の自主事業であります。

コンサート、映画、せぎやま倶楽部の発表会、尾鷲節コンクールと夢舞台発表会など、計12回の事業を実施しております。

次に、7ページの貸借対照表をごらんください。

I、資産の部ですが、1、流動資産と2、固定資産を合計した資産合計は5,177万1,460円で、II、負債の部では、1、流動負債と2、固定負債を合計した負債合計が1,230万9,780円となり、資産合計から負債合計を差し引いた額3,946万1,680円が一般正味財産となり、負債及び正味財産合計と資産合計が一致するものであります。

次に、8、9ページの正味財産増減計算書をごらんください。

(1) 経常利益の内訳は、①基本財産運用益が3万2,588円、これは基本財産受取利息であります。

次に、②事業収益が1,365万348円で、内訳といたしまして、入場料収益が662万7,424円、刊行物等販売収益が24万5,724円、これは、自販機売捌手数料及び刊行物等物販手数料であります。貸館利用料収益が677万7,200円となっております。

次に、③雑収益は、公衆電話通話料等の4,440円であります。

④管理受託収益は4,936万円で、これは、尾鷲市と委託契約に基づく受託費収益であります。

以上、経常収益計は6,304万7,376円であります。

次に、(2) 経常費用の①事業費をごらんください。

このうち主な事業経費といたしましては、給料手当680万3,959円は職員1名分の給料、臨時雇用賃金731万7,682円は嘱託職員3名分の賃金、福利厚生費214万4,645円は職員1名、嘱託職員3名分の社会保険事業主負担分であります。

光熱水費803万2,341円、賃借料119万4,470円につきましては、それぞれ会館の電気代、水道代、映画フィルム賃借料等であります。

委託費2,379万7,357円は、自主事業公演委託料等であります。

手数料 207万2円は、浄化槽保守点検等であります。

事業費計は5,519万9,189円となります。

次に、②管理費をごらんください。

この費用は、文化会館の維持管理に係る経費であります。

このうち主なものは、臨時雇用賃金257万7,669円は、嘱託職員1名分の賃金であります。

次に、委託費132万7,261円は、会館保守管理業務委託費であります。

経常費用計につきましては6,140万5,206円となり、経常収益計から経常費用計を差し引いた額164万2,170円が当期経常増減額となります。

この当期経常増減額から法人税、住民税及び事業税43万8,000円を差し引いた120万4,170円が当期一般正味財産増減額となり、当期一般正味財産増減額に一般正味財産期首残高3,825万7,510円を加えますと、一般正味財産期末残高は3,946万1,680円となり、7ページの貸借対照表の正味財産合計と同額となります。

次に、10ページから11ページまでは、先ほど説明いたしました正味財産増減計算書の内訳表であります。

公益財団法人に認可されたことにより、平成24年度までは法人会計のみの経理でよかったものが、平成25年度からは公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計の経理が必要となっております。

公益目的事業会計は、公益目的事業を実施する会計であり、文化振興会が実施する自主事業及び尾鷲節コンクール等の共催事業並びに貸し館事業であります。教育委員会が実施している成人式等も公益目的事業として取り扱われております。

公益財団法人事業を毎年度継続していくためには、公益比率が50%を超えることが条件となっております。平成27年度の公益比率は80.9%ですので、公益目的を果たしているものであります。

また、公益目的事業会計の経常収益計の金額よりも、経常費用計の金額が上回る必要があります。これは、10ページの経常収益計が4,845万8,092円に対しまして、11ページの経常費用計が4,965万4,147円であり、119万6,055円上回っておりますので、条件を満たしているものであります。

次に、収益事業等会計は、主に営利を目的とした貸し館に係る会計であり、法人会計は文化会館の維持管理をするための文化振興会の運営等に係る会計であり

ます。

次に、12ページには財務諸表に対する注記として、重要な会計方針と基本財産及び特定資産の増減額及びその残高等の内訳を記載しております。

基本財産の定期預貯金3,000万円は、ごらの金融機関に預貯金されております。特定資産の当期増加額は13万5,379円で、当期末残高合計は4,713万5,194円となります。

次に、13ページは固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高の内訳であります。

次に、14ページは財産目録ですが、貸借対照表の詳細となります。

I、資産の部では、流動資産合計445万8,364円と固定資産合計4,731万3,096円を合わせた資産合計は5,177万1,460円であります。II、負債の部では、15ページの流動負債合計216万5,131円と固定負債合計1,014万4,649円を合わせた負債合計は1,230万9,780円となり、資産合計から負債合計を差し引いた正味財産は3,946万1,680円となります。

次に、16ページには、5月26日に実施しました監査報告書を添付しております。

以上をもちまして、報告第5号「公益財団法人尾鷲文化振興会の平成27年度事業報告及び決算について」の説明とさせていただきます。

議長（真井紀夫議員） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（真井紀夫議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいまの議題につきましては報告案件でございますので、これをもって終結いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

以後、お手元の会期日程表のとおり、あす8月31日から9月4日までを休会とし、9月5日月曜日午前10時より本会議を開きますので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

[散会 午後 2時24分]

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 真 井 紀 夫

署 名 議 員 田 中 勲

署 名 議 員 小 川 公 明

署 名 議 員 濱 中 佳 芳 子